

## 相馬市道路占用料単価表 (R8.4.1～)

占用物件		占用料	
		単位	金額 (円)
1 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		880
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		820
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	310
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	900
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	
2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		310
	外径が1メートル以上のもの		610

相馬市道路占用料単価表 (R8.4.1~)

占用物件				占用料	
				単位	金額 (円)
3 法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	820
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510
			地下に設けるもの		310
その他のもの			1,000		
4 法第32条第1項第4号に掲げる施設					1,000
5 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			450	
	地下に設ける通路			270	
その他のもの			1,000		
6 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	90	
7 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであることを除く。)	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	90
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	900
	標識		1本につき1年	820	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	9
その他のもの		1本につき1月	90		

## 相馬市道路占用料単価表 (R8.4.1～)

占用物件			占用料	
			単位	金額 (円)
7 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900
		その他のもの		450
8 政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
9 政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
10 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	90
11 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	100
12 政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額		
13 政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額	
14 政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額	
15 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	

## 相馬市道路占用料単価表 (R8.4.1~)

占用物件		占用料	
		単位	金額 (円)
15 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
16 政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.026を乗じて得た額
17 政令第7条第13号に掲げる施設		トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.022を乗じて得た額
		上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額

### 相馬市道路占用料単価表の用語解説

用語	解説
第1種電柱（第1種電話柱）	3条以下の支線で支持
第2種電柱（第2種電話柱）	4条または5条の支線で支持
第3種電柱（第3種電話柱）	6条以上の支線で支持
共架電線	電柱または電話中を設置する者以外の者（電力、NTT以外の者）が設置する電線
表示面積	広告塔または看板の表示部分の面積
A	近傍類似の土地の時価をいう
政令7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備
政令7条第3号に掲げる施設	洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
政令7条第4号に掲げる工事用施設	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
政令7条第5号に掲げる工事用材料	土石、竹木、瓦その他の工事用材料
政令7条第6号に掲げる仮設建築物	耐火建築物を建築する期間中必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
政令7条第7号に掲げる施設	都市再開発法に基づく施設のうち一時的に必要となる施設
政令7条第8号に掲げる施設	食事施設、購買施設など（オープンカフェ）
政令7条第9号に掲げる施設	トンネルの上または高架下に設ける事務所、店舗等
政令7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	都市計画法に基づく高度地区内の道路の上空に設ける店舗、倉庫、自動車駐車場等
政令7条第11号に掲げる応急仮設建築物	応急仮設住宅
政令7条第12号に掲げる器具	自転車、原付、二輪車を駐車させるために必要な車輪止め装置等
政令7条第13号に掲げる器具	高速自動車国道等に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所